平成２６年（フ）第２１１号
徳島県徳島市昭和町８丁目51番地の１　県営団地451号室、旧住所徳島県徳島市末広５丁目１番48―403号
債務者　和泉　章子
1　決定年月日時　平成26年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月10日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２１４号
徳島県板野郡板野町那東字居内20番地11、旧住所徳島県名西郡石井町藍畑字竜王51番地60
債務者　大川　好夫
1　決定年月日時　平成26年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月10日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２１５号
徳島県板野郡板野町那東字居内20番地11、旧住所徳島県名西郡石井町藍畑字竜王51番地60
債務者　大川　紀子
1　決定年月日時　平成26年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月10日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２１６号
徳島県名西郡石井町高川原字高川原1410番地１　フィネス徳島104号
債務者　関本　貴恵
1　決定年月日時　平成26年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月10日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２２１号
徳島県鳴門市撫養町弁財天字三ツ井丁40番地
債務者　中村　光代
1　決定年月日時　平成26年10月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月10日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４８号
兵庫県洲本市上加茂109番地　４―204号
債務者　篠原　正信
1　決定年月日時　平成26年10月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月11日まで　神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２６年（フ）第２２８号
和歌山県海南市岡田663番地１　中西コーポ301号
債務者　関本　浩司
1　決定年月日時　平成26年10月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月11日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第２２９号
和歌山県海南市岡田663番地１　中西コーポ301号
債務者　関本　恵美
1　決定年月日時　平成26年10月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月11日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第２３７号
和歌山県岩出市荊本218番地の10
債務者　植山　和代
1　決定年月日時　平成26年10月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月11日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第２６５号
和歌山市有家339番地の９　第二東京ビル205号室
債務者　木下　佳子（旧姓加納）
1　決定年月日時　平成26年10月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月11日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第２８６号
和歌山県海南市重根877番地
債務者　新垣　智也
1　決定年月日時　平成26年10月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月11日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第６２号
山口県岩国市美和町下畑504番地１
債務者　熊野　善隆
1　決定年月日時　平成26年10月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月11日まで　山口地方裁判所岩国支部

平成２６年（フ）第６３号
山口県岩国市岩国５丁目５番23―103号
債務者　前坂　祐太
1　決定年月日時　平成26年10月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月11日まで　山口地方裁判所岩国支部

平成２６年（フ）第６５号
山口県岩国市楠町１丁目５番14―202号
債務者　佐野　靖彦
1　決定年月日時　平成26年10月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月11日まで　山口地方裁判所岩国支部

平成２６年（フ）第２５２号
神戸市中央区中山手通２丁目15番13―305号、従前の住所徳島市富田橋２丁目52番地
債務者　山本美智子
1　決定年月日時　平成26年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月12日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第６６２号
神戸市中央区下山手通８丁目16番20―330号
債務者　竹内　敏行
1　決定年月日時　平成26年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月12日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第６９１号
神戸市長田区苅藻通３丁目１番12号　201号
債務者　佐々木裕之こと　洪　　裕之
1　決定年月日時　平成26年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月12日まで　神戸地方裁判所第３民事部